

書類の提出案内（システム不使用・食品編）

本紙は弊社の制作支援システムを使用しないカタログ・チラシにお申込みされる方へのご案内となります。弊社と商品提供者さまの仕入契約などの書面を再確認し、一部提出書類の変更を実施しました。以下をご参考に提出漏れのないよう、ご協力をお願い申し上げます。

1. 必要書類のチェック

「別紙 1-1 提出書類一覧（食品編）」をご参考いただき、必要書類を提出願います。以降、提出書類一覧の項目順に沿って説明します。

2. 表示ラベル

パッケージ（外箱・外装・個装）に表記（貼付）の「表示ラベル」を提出願います。

- ・対象商品は生鮮食品、加工食品を問わず、食品全般です。
- ・生鮮食品は、法定表示項目（産地、品種）が記載されている箇所（リーフレット、外箱印刷面）。
- ・加工食品は、いわゆる表示ラベル。
- ・賞味期限（消費期限）、内容量などを別途記載している商品は、その箇所も提出。
- ・特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品、栄養成分表示の記載をしている商品は、その箇所も提出。
- ・特別栽培農産物については「特別栽培農産物表示ガイドラインによる表示」を提出。
- ・セット商品（複数のジャンルの商品の詰合せ）の場合は、個々の表示ラベルのほか、一括表示がある場合は、その箇所も提出。（どの商品の表示であるかがわかるよう、数字や単品名を補足願います）
- ・新商品や通常販売していない商品で、必要書類提出時に表示ラベルがない場合、版下でも可。また、内容量違いなどがある場合は、赤字で修正箇所を訂正していただいたものでも可とします。
（後日、正規品が完成した際は提出願います。）
- ・弊社のカタログ・チラシで販売する商品の配送方法に、原則、冷凍便はありません。法律により商品に記載されている保存方法より高い温度帯での配送はできませんので、必ず常温便もしくは冷蔵便に適合する保存方法のものを提出。
- ・弊社専用に保存方法を「10℃以下」などに変更する場合は、併せて賞味期間も再設定する。

2026年2月1日からチルドゆうパックの管理温度帯が変更されるため、考え方は下記となります。

『法律により商品に記載されている保存方法より高い温度帯での配送はできませんので、必ず常温便もしくは冷蔵便（0～10℃）に適合する保存方法のものを提出。

（保存方法が「-15℃以下」「5℃以下」「4℃以下」などの記載の場合は、表示不適と判断します。）』

- ・弊社専用に保存方法を「10℃以下」などに変更する場合は、併せて賞味期間も再設定する。

提出していただいた表示ラベルの内容量は、紙面の商品内容に掲載する内容量と整合するよう願います。尚、内容量の記載例については、「別紙5 商品内容・原産地等の表記方法」を参照願います。

3. パッケージの写し

パッケージ（外箱・外装・個装）の画像を提出願います。

- 箱ものは、6面の展開図、袋ものは表、裏の2面を提出。
（無地の面は提出不要ですが、無地とわかるよう、「その他の面は無地」「裏面は無地」などの語句を他のパッケージ画像の横や下などにわかるように記載してください。）
- 外箱・外装に文字（絵なども含む）がある場合は、外装も提出。（文字、絵と認識されない柄は不要）
- 外箱・外装を全体画像とした際、文字などの判読が困難であれば文字などの記載部分を提出。
- 異なる商品の詰合せや付属品がある商品は、付属品も含めすべての商品について上記の内容で提出。

詳細については、「別紙6 商品審査時に確認している外装・パッケージについて」を参照願います。

4. 検査データについて

「別紙1-1 提出書類一覧（食品編）」の検査データの項目に「●」印が入っている場合は、検査データ（細菌検査結果、分析検査結果）を提出願います。

なお、2026年度から食肉製品などの「亜硝酸根」のデータ提出を不要とさせていただきます。

- 原則として、細菌検査は「1年以内」のデータを提出。
- セット商品は、商品ごとに該当する検査データを提出。
- 商品ジャンルにかかわらず、缶詰・瓶詰（缶入、瓶入を除く）および容器包装詰缶加圧加熱殺菌食品は細菌検査の提出不要。

他社仕入れ品を含め、食品の製造において、HACCPに沿った衛生管理をしなければならないため、法律（成分規格）に適合している根拠を保持する必要があるため、検査結果に代えて、基準に適合している旨の確約書の提出でも可とさせていただきますが、特に「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」でなく、「HACCPに基づく衛生管理」を実施している製造者におかれましては、法律（成分規格）に適合している検証が、通常年1回以上必要となること、ご理解願います。

5. 営業許可証について

「別紙1-1 提出書類一覧（食品編）」の営業許可の項目に「●」印が入っている場合は、営業許可証の写しを提出願います。

2021年に「営業許可制度の見直し」が施行され、要許可業種・要届出業種・届出対象外の業種の3種類になったことにより提出は不要とさせていただきます。ただし、精米、玄米等は、引き続き書類チェック表（必要書類・検査データ項目チェック表）の営業許可の項目に「要」のチェックが入っているので、届出書（米穀の出荷又は販売の事業開始届出書など）を提出。

6. 原産地証明・原料原産地証明について

商品ジャンル、商品に関わらず、原産地や原料原産地を表記している商品、および商品名に生鮮食品の名称が含まれる商品は、記載された原産地または原料原産地に間違いがないことを確約する書類（確約書）を提出（郵送）願います。

但し、2017年9月施行の原料原産地表示制度に基づく加工食品の「国内製造」「海外製造」の表記に関しては確約書の提出は不要です。

- ・「別紙3 産地等使用原材料確約書書式」を参考に確約書を提出。
（特に書式は問いませんが、日付・宛名（株郵便局物販サービス）・貴社名および社判・商品名・カタログ名若しくは確約期間・確約事項など、内容に不備がないようご注意ください）
- ・確約書はコピーでなく、原本（押印のあるもの）を提出。
- ・製造者から弊社宛の確約書を希望しますが、難しい場合は商品提供者から弊社宛でも可とする。
尚、商品提供者からの確約書の場合は、製造者から商品提供者への確約書の写しや仕入れ伝票の写しなどをなるべく併せて提出。
- ・「別紙2 カatalog等媒体への原料原産地などの表記フロー図」も参照願います。

7. 特色のある原材料について

リーフレット、セールスコピーに特色のある原材料（特色のあることを示す用語を冠するなどにより、原材料に対し差別化が図られたもの）を記載していて、原材料表示の原材料名と合致しないものについては、上記6と同様、商品にその原材料が使用されている旨を確約する内容の書類を提出（郵送）願います。

- ・原材料の品種や栽培方法、製法など原材料に関わるもののほか、商品の製法、監修などについても確約する。
- ・上記6と同様、「別紙3 産地等使用原材料確約書書式」を参考に、製造者または商品提供者から当社宛に確約書の原書を提出。
- ・上記6の原産地・原料原産地の確約とまとめて記載した書類での提出も可とする。但し、商品名（製品名）を明確に記載し、どの商品に何が使用されているか判別できること。

8. 品質基準・サイズなど

「優」「秀」「良」などの品質規格、「S」「M」「L」や「大」「小」などのサイズ規格を記載している商品に関しては、原則として農協や漁協など第三者が格付けする規格書の写しを提出願います。

併せて、カタログなど媒体にその規格を記載する場合は、その規格に合致していることを確約する内容の書類を提出願います。

- ・自社基準、自社規格の場合は、弊社カタログ・チラシへの記載を削除させていただくことがあります。
- ・サイズなど第三者の規格があるものの、証明書などが発行されない原材料に関しては、上記6と同様、「別紙3 産地等使用原材料確約書書式」を参考に確約書を提出。
- ・表示ラベルに内容量や個数（範囲表示を含む）を表示していない食品に関しては、カタログに記載される商品内容を出荷することを約束する確約書を併せて提出。

9. 著作権

商品に「®」のマークが付いたもの「登録商標」の記載があるものなど商標を取得している商品や、キャラクター商品など意匠登録がある商品、特許製法などを取得している商品は、弊社カタログなど媒体に掲載するにあたり、その知的財産権を、弊社との契約において、商品提供者さまが「第三者の知的財産権を侵害するものでなく、合法的なものであることを保証する」「第三者の権利が含まれていた場合は、～自らの責任と費用負担において解決する」より、商品提供者さまとむすび「仕入契約書」や「商品仕入基本契約書」などの知的財産権にかかる内容に変更がない限りは、今後、商標等使用許諾に関する書類提出は原則として不要とさせていただきます。但し、商品（商品名やブランド名を含む）に「登録商標」や絵や写真などの「肖像権」に関し、正規に使用されていることを弊社が確認するために、商標の許可証の写しや「商標等使用許諾書」などの提出をお願いする場合があります。

10. その他の必要書類

下記のケースは上記の書類にプラスして書類の提出が必要です。
審査が円滑に行えるよう、下記を参考に提出願います。

書類を登録

対 象	必要書類
「有機 JAS」マーク付商品	有機農産物 → ほ場の有機認定証の写し 有機畜産物 → ほ場の有機認定証の写し 有機加工食品 → 製品の有機認定証の写し
特別栽培農産物	第三者の認証または栽培管理記録簿および防除暦 ※当地比記載のものは、その根拠となるもの
有機農産物・有機畜産物・有機加工食品 または特別栽培農産物を原材料に使用の加工食品 (有機 JAS マーク付商品を除く)	上記の有機農産物・有機畜産物・有機加工食品、 特別栽培農産物を証明する書類 および原材料使用を確約する書類
その他、特徴的な語句が記載されているもの ・「伝統」「古来」「新発売」「最古」など時代背景 ・「業界初」「希少」など統計面 ・「元祖」「老舗」「御用達」など客観的いわれ ・「天然」「自然」など科学的根拠	記載の根拠となるもの ・文献のコピー (文献の題名、出筆者名のわかるもの) ・新聞の切り抜き(年月日の記載があるもの) ・その他

11. 商品画像・商品セットアップ画像・同梱物（しおり等）の画像

商品の詰合せ内容（特に何かいくつかなど）がわかる画像、箱など外装容器に商品を詰合せた状態がわかる画像、商品に同梱するリーフレットなども可能な限り提出願います。

- ・両面印刷および複数ページのものは、表紙だけでなく、裏表面、全面を提出。（文字が確認できる鮮明なもの）
（無地の面は提出不要ですが、無地とわかるよう、「裏面は無地」などの語句を他の画像に記載願います。）

12. 問合せ先

必要書類について …… 審査部

以 上